

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第18条に次の1項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホームの運営に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。